平成２３年（フ）第１１４号
愛媛県松山市南吉田町327番地６
破産者　株式会社東亜電設
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
大分県日田市中本町５番１号
破産者　有限会社カネセン
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４３６号
さいたま市緑区大字中尾1588番地５　205、旧住所さいたま市南区大字広ヶ谷戸10番地12
破産者　青木　典嗣
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３９号
福岡市博多区美野島２丁目24番17―603号
破産者　吉本　賢治
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３７７号
札幌市東区北21条東18丁目２―12　トロピカルハイツ北21―402号室、住民票上の住所札幌市白石区北郷４条11丁目21番26号　ビューハイツ105号
破産者　國森　　勲
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０５号
福岡市中央区平尾２丁目９番３―503号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区寺塚２丁目16番１―401号
破産者　畠堀　仁和
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２０号
埼玉県春日部市梅田１丁目１番17号ライオンズマンション春日部壱番館204号、破産手続開始時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目12番13号
破産者　内田　光子
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５８９号
埼玉県越谷市赤山町２丁目115番地１　ロイヤルタウン205
破産者　田尻　　浩
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目17番地17
破産者　池島　　清
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
金沢市大額３丁目170番地　大額シャミービル203号、従前の住所石川県石川郡野々市町本町５丁目８番36号
破産者　福原　　武
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４４８号
石川県白山市中奥町225番地　ｇｒａｃｅ中奥Ⅰ　102号室、従前の住所千葉県市原市大厩1128番地１
破産者　三浦　憲一
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７２号
金沢市長坂台10番８号
破産者　茨木　載洸
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５３３号
金沢市伏見台３丁目８番19号、従前の住所金沢市窪６丁目284番地
破産者　杉本麻由美
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９５２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地388、前住所福岡県糟屋郡志免町王子４丁目16番５号
破産者　矢野　秀一
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２４号
秋田県南秋田郡五城目町字鵜ノ木87番地12
破産者　佐藤　久光
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２５号
秋田県南秋田郡五城目町字鵜ノ木87番地12
破産者　佐藤とし子
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４４号
秋田市牛島東４丁目３番27号
破産者　吉田　正雄
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２７号
福島市蓬莱町４丁目４番22―26号、従前の住所福島市岡部字町内50番地の２　安倍アパート101
破産者　大戸　忠夫（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所